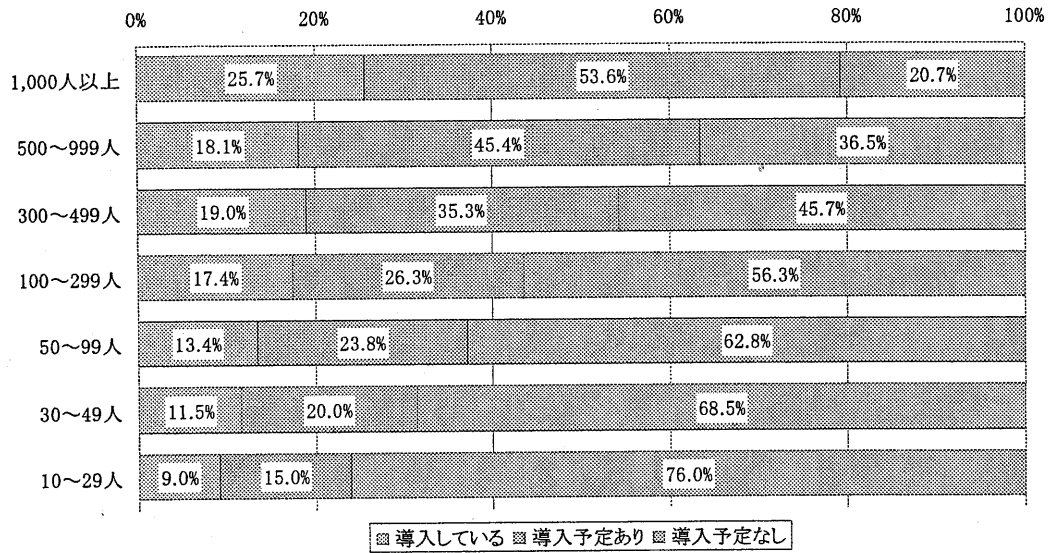


(2) 労働安全衛生基本調査（平成 12 年度）

OSHMS を導入している事業場は、10.1%



## 労働安全衛生マネジメントシステムの成果等

### 1 労働安全衛生マネジメントシステムの実施・運用による安全衛生水準の変化

明らかに向上した	10.0%
向上した	61.3%
変わっていない	16.3%
低下した	0%
分からない	7.5%
無回答	5.0%

} 71.3%の事業場で安全衛生水準が向上

### 2 労働安全衛生マネジメントシステムの運用により得られた効果、得られることが期待される効果

	得られた効果	期待される効果	合計
安全衛生管理の組織的、継続的な実行が可能になること	67.5%	23.8%	91.3%
安全衛生水準の向上	63.8%	25.0%	88.8%
安全衛生活動の活性化、モラルの向上	60.0%	23.8%	83.8%
職場のリスクの減少	60.0%	30.0%	90.0%
労働災害の減少	21.3%	33.8%	55.1%
労働災害がゼロ又は少ない状態の持続	21.3%	33.8%	55.1%
社会的信用度が上がること	15.0%	26.3%	41.3%
生産性の向上	7.5%	18.8%	26.3%

### 3 OSHMSを導入した事業場における災害発生年千人率の変化

	休業	不休
導入の前年等	0.69	1.38
平成15年	0.44	1.24

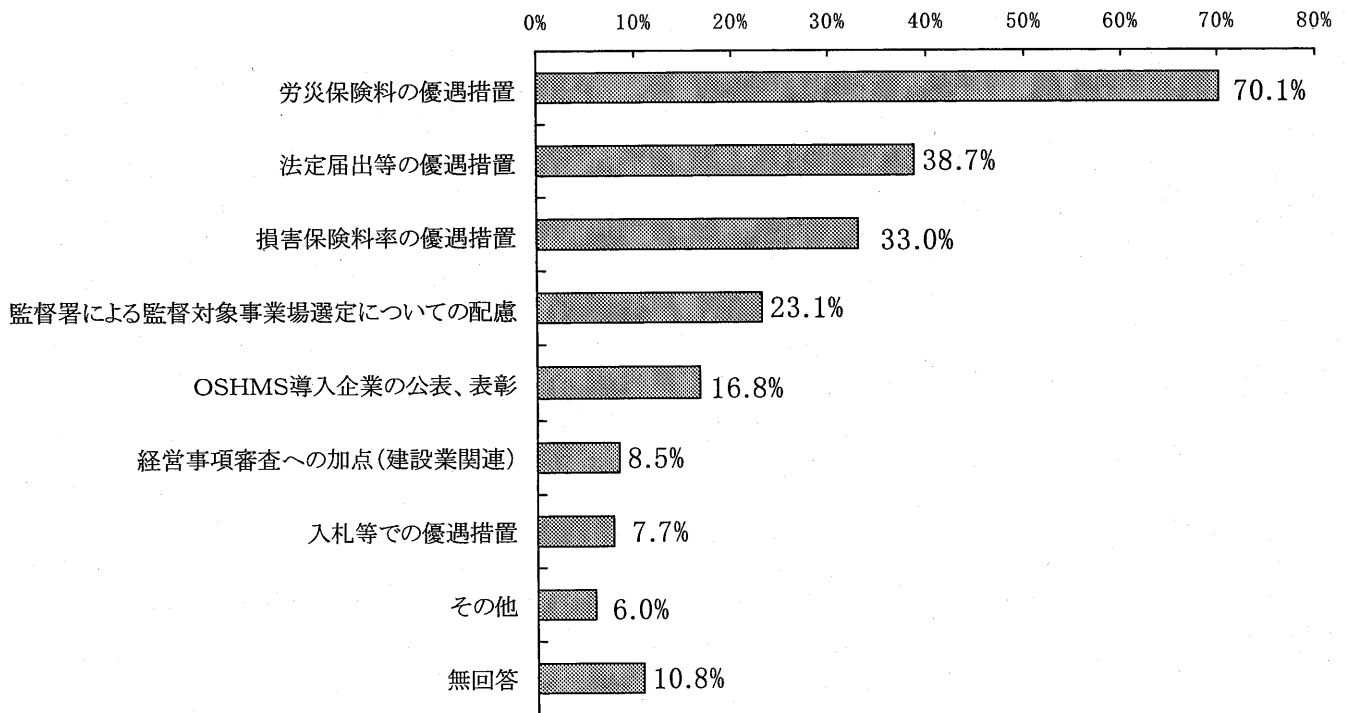
(資料出所 OSHMS促進協議会アンケート調査結果)

## 労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進のため希望する優遇措置

(複数回答可)

(N=351)

労災保険料の優遇措置	246	(70.1%)
法定届出等の優遇措置	136	(38.7%)
損害保険料率の優遇措置	116	(33.0%)
監督署による監督対象事業場選定についての配慮	81	(23.1%)
OSHMS導入企業の公表、表彰	59	(16.8%)
経営事項審査への加点(建設業関連)	30	(8.5%)
入札等での優遇措置	27	(7.7%)
その他	21	(6.0%)
無回答	38	(10.8%)



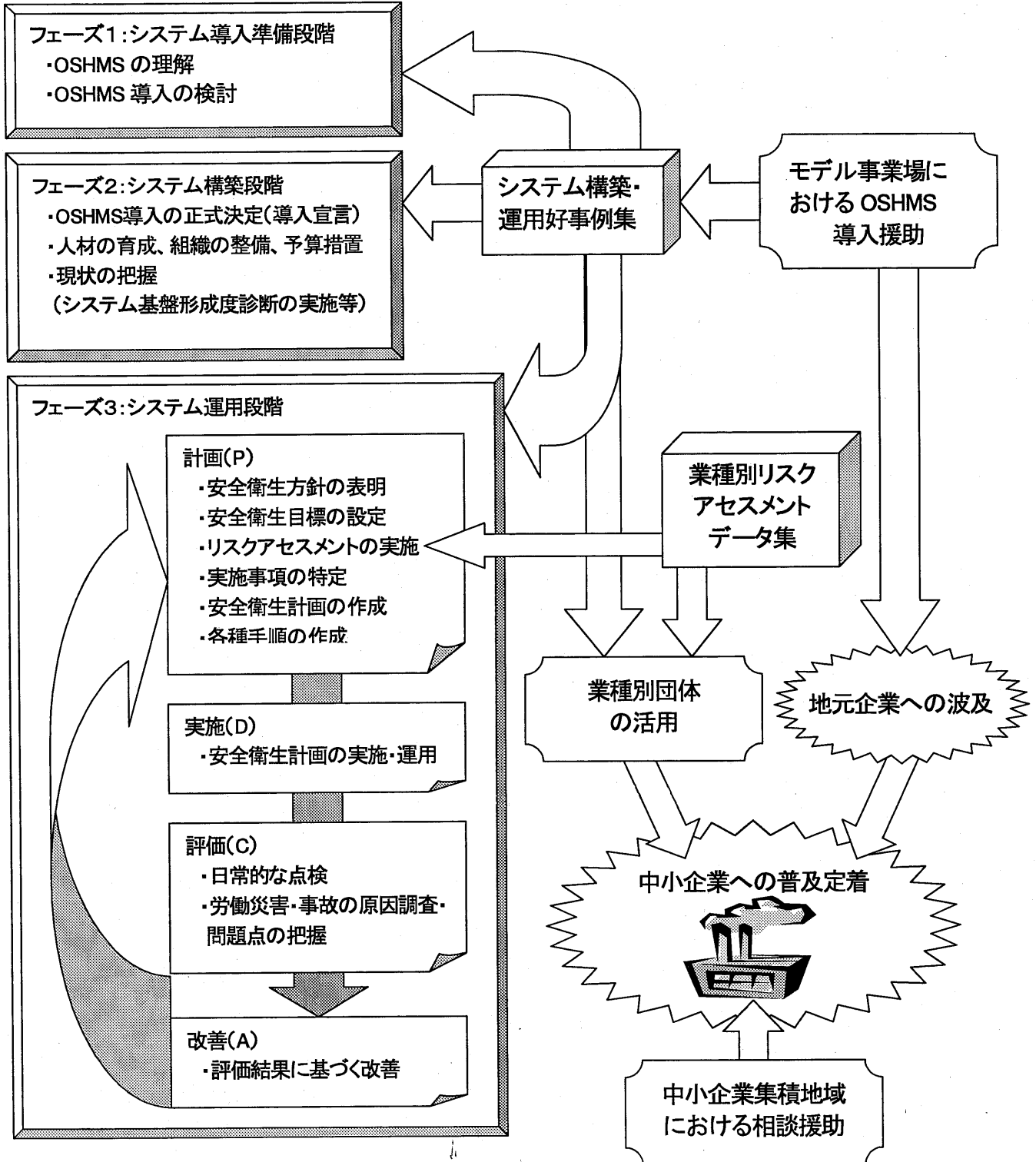
### 【「その他」の主な回答】

- ・ 労働災害発生に伴い、自治体等の入札禁止措置等の緩和
- ・ 教育費用の大幅な補助
- ・ 優遇措置等をしない発想で、導入・促進してほしい。

## 労働安全衛生マネジメントシステム導入に係る予算上の措置

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の普及・促進を図るため、①構築・運用項事例集の作成、②リスクアセスメントデータ集の作成、③モデル事業場への導入支援を実施するほか、特に中小企業に対しては、④業種別団体を通じた支援、⑤中小企業集積地における相談援助を実施する予定である(平成17年度予算要求)。

(参考)労働安全衛生マネジメントシステム導入の流れと予算措置の関係図



# 労働安全衛生マネジメントシステムについて

労働安全衛生法	労働安全衛生法施行令	労働安全衛生規則	指針
【※規定なし】	【※規定なし】	<p>第八節の二 自主的活動の促進のため の指針</p> <p>第二十四条の二 厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。</p>	<p>○労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成十一年労働省告示第五十三号）</p> <p>【※条見出しのみ記載】</p> <p>第一条（目的） 第二条、第三条（適用等） 第四条（定義） 第五条（安全衛生方針の表明） 第六条（危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定） 第七条（安全衛生目標の設定） 第八条（安全衛生計画の策定） 第九条（労働者の意見の反映） 第十条（安全衛生計画の実施及び運用等） 第十一条（体制の整備） 第十二条（文書） 第十三条（緊急事態への対応） 第十四条（日常的な点検、改善等） 第十五条（システム監査） 第十六条（記録） 第十七条（労働安全衛生マネジメントシステムの見直し）</p>

○労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）

（目的）

第一条 この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の潜在的危険性を低減するとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。

（適用等）

第二条 この指針は、危険又は有害要因等を考慮しながら、労働安全衛生マネジメントシステムを確立しようとする事業者に適用する。

第三条 この指針は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は健康障害を防止するため事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

（定義）

第四条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働安全衛生マネジメントシステム 事業場において、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成、実施及び運用並びに安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善並びに一定の期間ごとに行う当該安全衛生方針の表明から安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善までの一連の過程の見直し等を連続的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理に関する仕組みと一体となって実施され、及び運用されるものをいう。
- 二 安全衛生方針 事業場における安全衛生水準の向上を図るために事業者が表明する安全衛生に関する基本的考え方をいう。
- 三 安全衛生目標 安全衛生方針に基づいて事業者が設定する一定期間内に達成すべき到達点をいう。
- 四 安全衛生計画 事業者が、事業場における危険又は有害要因等を踏まえ、一定の期間を限り、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定める計画をいう。
- 五 緊急事態 労働災害発生の急迫した危険がある状態をいう。
- 六 システム監査 労働安全衛生マネジメントシステムが適切に実施され、及び運用されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査及び評価をいう。

（安全衛生方針の表明）

第五条 事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者に周知させるものとする。

2 安全衛生方針には、次の事項を含むものとする。

- 一 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。
- 二 労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程（以下「事業場安全衛生規程」という。）等を遵守すること。
- 三 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施し、及び運用すること。

（危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定）

第六条 事業者は、事業場における機械、設備、化学物質等の危険又は有害要因を特定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険又は有害要因を特定するものとする。

2 事業者は、労働安全衛生関係法令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項及び前項で特定された危険又は有害要因を除去又は低減するために実施すべき事項（以下「実施事項」という。）を特定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施事項を特定するものとする。

（安全衛生目標の設定）

第七条 事業者は、安全衛生方針に基づき安全衛生目標を設定するものとする。